平成２８年（フ）第１６号
徳島県阿南市新野町西馬場３番地３、旧住所徳島市南前川町２丁目11番地の５　ロイヤルガーデン南前川901
債務者　石川　りえ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第３６６号
大分市府内町３丁目５番13号（石松ビル２－303）
債務者　野上　　亨
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５号
山口県宇部市中央町３丁目７番９号、従前の住所山口県宇部市南小串２丁目４番７号
債務者　吉野　詠三
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１８９号
青森市けやき１丁目１番地53、住民票上の住所青森市浜館３丁目８番地１
債務者　森田　英明
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２１号
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目10番地の３エステートピア八幡台203号
債務者　高椋　　遼
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５２号
神奈川県南足柄市三竹213番地
債務者　小澤　慶治
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５３号
神奈川県小田原市城山３丁目８番７号、前住所神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1159番地２バロン21　101号
債務者　葛西　幸彦
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目73番地
債務者　東村　昌展
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第５２号
愛媛県宇和島市吉田町白浦2384番地
債務者　原田　雄二
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６６２号
静岡県藤枝市瀬古２丁目21番２－203号
債務者　藤田　智明
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月６日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６３号
静岡県藤枝市瀬古２丁目21番２－203号
債務者　藤田　恵子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月６日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８１号
静岡市葵区竜南３丁目９番59―204号
債務者　名波　昭彦
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月６日午後３時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５５号
静岡県浜松市南区参野町391番地の１県営芳川団地３棟402
債務者　脇田　知弘
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
静岡県浜松市南区参野町391番地の１県営芳川団地３棟402
債務者　脇田由美子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４６９号
栃木県下野市柴50番地39
債務者　竹山　弘義
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１９号
栃木県下野市緑６丁目６番地12　レオパレスボンジュールⅣ102、前住所栃木県小山市大字横倉新田283番地６　エルディム若月Ｂ棟201号
債務者　横瀬　和啓（旧姓恒遠）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係